

令和 9 年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

尾 花 沢 市

市税行政につきまして、日頃から格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

償却資産の所有者は、地方税法 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日現在で尾花沢市内に所有する償却資産の申告が必要です。令和 9 年度の償却資産の申告書を送付しますので、本手引きをご一読のうえ、期間内に申告してください。

申告期間 令和 9 年 1 月 4 日（月）～令和 9 年 1 月 29 日（金）

※全員ご提出をお願いいたします。

《申告書のご提出・問い合わせ先》

尾花沢市役所 市民税務課 資産税係

住所：〒999-4292 山形県尾花沢市若葉町一丁目 2 番 3 号

電話番号：0237（22）1117 内線 125・126・127

◆◆◆ 申告の際のお願い ◆◆◆

- ◆前年中に資産の増加及び減少がない場合でも必ずご提出をお願いします。その際は申告書の備考欄に「変更なし」と記載してください。また、償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載してください。
- ◆所得税又は法人税の計算上、経費に算入しているものは申告が必要です。
詳しくは P. 3～4 をご覧ください。
- ◆申告期限が近づくと窓口が混雑します。早めに来庁いただくか、パソコンによる電子申告又は郵送によるご提出にご協力をお願いします。電子申告については P. 9 をご覧ください。
- ◆郵送によるご提出の場合は、申告書の控えに受付印を押して返送しますので、切手を貼った返信用封筒をご同封ください。

《 目 次 》

I. <u>償却資産のあらまし</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2
II. <u>申告について</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 3～5
III. <u>課税について</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 5～6
IV. <u>その他の事項</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 6～8
V. <u>電子申告について</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 9

I 償却資産のあらまし

1. 償却資産とは

償却資産とは、**事業を営むために用いる土地・家屋以外の有形固定資産**をいい、固定資産税が課税されます。ただし、自動車税および軽自動車税の課税対象になっている自動車や、無形固定資産（鉱業権、漁業権、特許権、ソフトウェア等）は除きます。

2. 償却資産の主な種類とその例

種 類		例
1 構 築 物	(1) 構 築 物	駐車場の舗装、井戸、門・塀、フェンス、花壇、庭園、外灯、広告塔、パイプハウス、カーポート、受水槽、消雪設備 等
	(2) 建物附属設備	① 建物の所有者が取り付けした附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御設備、特定の生産又は業務用の設備 等 ② テナント等の賃借人が施工した内装、造作、建築設備 等
2	機 械 及 び 装 置	加工・製造機械、印刷設備等の各種産業用機械、農業用機械、ブルドーザやパワーショベル等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0、00～09及び000～099」の建設機械に該当するもの）。
3	船 舶	遊覧船、ボート、漁船 等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター 等
5	車両及び運搬具	<p>1. 農耕作業用自動車以外の場合 <u>次の①から④の基準のうち、1つ以上に該当する大型特殊自動車。</u> ①高さ 2.8m超、②長さ 4.7m超、③幅 1.7m超、④最高速度 15km/h 超 （例）大型のフォークリフトやロータリー型除雪車 等 注1 農耕作業用自動車以外の場合で、<u>上記①から④の全ての規格以下であるものは、小型特殊自動車となり軽自動車税の対象となります。</u> （例）フォークリフトやショベルローダ、ホイールローダ 等</p>
		<p>2. 農耕作業用自動車の場合 車両の大きさを問わず、<u>最高速度 35km/h 以上</u>の大型特殊自動車。 （例）大型の農耕トラクタ、田植機、コンバイン 等 注2 農耕作業用自動車の場合で、<u>最高速度 35km/h 未満のものは、小型特殊自動車となり軽自動車税の課税対象となります。</u>また、最高速度 35km/h 未満の農耕トラクタのみにけん引される「農耕作業用トレーラ」も軽自動車税の課税対象となります。</p>
		<p>■ 上記1及び2に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9、90～99 及び 900～999」の建設機械以外のもの）は申告対象です。</p> <p>■ 注1や注2のような軽自動車税の課税対象のものや自動車税の課税対象となるものは申告対象外です。なお、軽自動車税や自動車税の課税対象となる車両は公道を走行する・しない（できない）を問わず、ナンバー取得が必要です。 （例）農耕トラクタ、田植機、コンバイン、フォークリフト 等</p>
6	工 具、器 具 及 び 備 品	事務机・椅子、食器類、床用敷物、ガス機器、陳列ケース、電気機器、パソコン、電話設備、放送設備、金庫、大型コンテナ、理容・美容機器、医療機器、測定工具、スポーツ器具、自動販売機、ルームエアコン、看板、 <u>ハンドガイド型除雪機（家庭用のみ使用の場合は申告不要）</u> 等

3. 償却資産と家屋の区分

家屋には、電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と構造上一体となっているもの）が取り付けられていますが、固定資産税においては、これらを家屋に含めて評価します。

ただし、賃貸用のアパート・駐車場は、土地、家屋の固定資産税とは別に、償却資産として固定資産税がかかります。該当するものを例示しますと、下記のとおりです。

資 産 の 種 類	資 産 例
構 築 物	外構工事（駐車場舗装、門、塀、側溝、緑化施設（植栽）、ネット、フェンス、自転車置場、外灯）看板等の広告設備、ごみ置き場など
建 物 附 属 設 備 機 械 ・ 装 置	受変電設備（キュービクル）、電力引込設備、屋外給排水設備、屋外ガス設備、太陽光発電設備（屋根材一体型ソーラーパネルを除く）など
工具・器具・備品	ルームエアコン（壁掛型）、郵便受、宅配ボックスなど

上記のものは、償却資産に該当しますので、申告が必要となります。なお、所有されている資産が償却資産として申告対象かご不明の場合は、市民税務課資産税係へお問い合わせください。

家屋と設備等の所有者が異なる場合

テナント等の賃借人が取り付けした事業用の建物附属設備（内装・造作、建築設備等）については、特定附帯設備として償却資産とみなして取り扱うため、当該設備は賃借人において申告する必要があります。

家屋の所有者及びテナント等の方は、この資産について所有者や資産内容に変更がありましたら、市民税務課資産税係までご連絡ください。

Ⅱ 申告について

1. 申告が必要な方

個人・法人を問わず、事業を営んでおり、令和9年1月1日現在（賦課期日）において尾花沢市内に償却資産を所有している方。

2. 申告の対象となる資産

（1）土地及び家屋以外の有形固定資産で、税務会計（所得税法又は法人税法の規定による所得の計算）上、減価償却の対象としている資産。

- ①税務会計減価償却の対象となるべき資産
- ②簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ③償却済資産（減価償却が終わった資産）
- ④遊休資産（稼働を停止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- ⑤未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ⑥建設仮勘定に経理されているが、既に完成している資産
- ⑦建設勘定（建築設備含む。）に経理されているものであっても、家屋に含まれない資産

（2）耐用年数が1年以上かつ取得価額（1個又は1組当たり）が10万円以上の資産。

令和9年1月1日現在事業の用に供することができる資産が申告の対象となります。

※ ただし、法人の場合は10万円未満の資産でも減価償却の対象とした資産は申告対象。
法定耐用年数が不明の場合は別紙「主な減価償却資産の耐用年数表」をご参考いただくか、お近くの税務署までお問合せください。

	取得価額	国税（所得税・法人税）の取扱い	固定資産（償却資産）の取扱い
個人の場合	10 万円未満	必 要 経 費	申告対象外
	10 万円以上	3 年間一括償却 } 選択制	申告対象外
	20 万円未満		申告対象
	20 万円以上	減 価 償 却	申告対象
法人の場合	10 万円未満	損 金 算 入 } 選択制	申告対象外
		3 年間一括償却 }	申告対象外
		減 価 償 却 }	申告対象
	10 万円以上 20 万円未満	3 年間一括償却 } 選択制	申告対象外
		減 価 償 却 }	申告対象
		減 価 償 却	申告対象

※ 次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ◆決算期以降 1 月 1 日までに取得された資産で未だ固定資産勘定に計上されていない資産
- ◆償却資産の改良や性能向上等のために支出した費用のうち「資本的支出」に該当するもの（単なる修理や修繕は、資本的支出には該当しません）
- ◆取得価額が 30 万円未満の資産で、税務会計上、租税特別措置法第 28 条の 2 又は第 67 条の 5 の適用により即時償却した資産（中小企業者等の少額資産特例）

3. 申告の対象とならない資産の例

- ◆自動車税や軽自動車税の課税客体である車両及びその車両本体の附属品（附属品の例）

農耕トラクタのアタッチメント（ロータリー、ハロー等）、カーナビ（取外し不可のもの）

- ◆棚卸資産（貯蔵品、商品等）
- ◆生物 ※観賞用・興行用は申告対象
- ◆繰延資産（開業費、開発費等）
- ◆無形固定資産（特許権、商標権、ソフトウェア等）
- ◆非減価償却資産（書画、骨董品等の 1 点 100 万円以上の美術品）
- ◆劣化資産（冷媒、触媒、熱媒等）

4. リース資産と納税義務者

リース資産は、その契約内容により、資産を貸している方に申告をしていただく場合と、実際に資産を借りて事業を行っている方に申告をしていただく場合があります。

リース契約の内容	資産を貸している方	資産を借りている方
通常の賃貸借契約によるリース資産	申告が必要	申告不要
割賦販売にあたるようなリース資産	申告不要	申告が必要

※ 所有権留保付割賦販売の資産は、原則として買主の方の申告をお願いします。

※ 割賦販売にあたるようなリースとは、外見上償却資産に係る賃貸借契約であっても、賃貸借満了後に当該償却資産を借主に無償譲渡することになっている場合等、実質的に所有権留保付きの売買とみられる場合をいいます。

5. 申告のしかた

① 申告書の書き方

《別紙1》の記載例を参考に記載してください。

② 申告書の提出

ご提出していただくものは、**申告書（提出用）**と**種類別明細書（提出用）**です。

中古で取得した資産も申告対象となります。（年式を必ず記載してください。）

中古の資産を取得し、その使用可能期間を見積もることが困難な場合は、下記①又は②の方法によって計算した年数を耐用年数とします。この場合、1年未満の端数は切捨てし、その計算した年数が2年に満たないときは、「2年」を残存耐用年数とします。

- | | |
|------------------------------------|--|
| ① 法定耐用年数の全部を経過した場合
法定耐用年数 × 0.2 | ② 法定耐用年数の一部を経過した場合
(法定耐用年数 - 経過年数) + (経過年数 × 0.2) |
|------------------------------------|--|

(例) ① 耕運機（耐用年数7年）を中古（前の使用者が8年使ったもの）で購入した場合
7年（法定耐用年数）× 0.2 = 1.4年 ⇒ 2年 となります。

② 耕運機（耐用年数7年）を中古（前の使用者が2年使ったもの）で購入した場合
{ 7年（法定耐用年数） - 2年（経過年数） } + { 2年（経過年数） × 0.2 }
= 5.4年 ⇒ 5年 となります。

Ⅲ 課税について

1. 課税標準額と税額

令和9年1月1日時点で所有している全ての償却資産の評価額の合計＝課税標準額

税 額 (100円未満切捨て)	=	課 税 標 準 額 (1,000円未満切捨て)	×	税率 (1.4%)
--------------------	---	----------------------------	---	-----------

《評価額の計算方法》

① 前年中に取得したもの

評価額	=	取得価額	×	前年中取得資産の減価残存率 (※)
-----	---	------	---	-------------------

② 前年前に取得したもの

評価額	=	前年度評価額	×	前年前取得資産の減価残存率 (※)
-----	---	--------	---	-------------------

※ 減価残存率についてはP.8をご覧ください。

2. 納税通知書について

① 納税通知書について

納税通知書の発送日は毎年5月15日です。（休日の場合はその前日）

② 納税義務者について

賦課期日（1月1日）現在において償却資産を所有する方が、納税義務者となります。

③ 納期・納期限について

固定資産税は第1期（5月）、第2期（7月）、第3期（9月）第4期（11月）の4回に分けて納めて頂きます。納期限は各納期の末日となりますが、その日が土、日、祝祭日にあたるときは、それらの翌日が納期限となります。

④ 免税点について

同一区内に所有する償却資産の合計課税標準額が 180 万円未満の場合は、課税されません。

(例)

本市所在の資産の合計の課税標準額が 1,789,000 円→課税なし。納税通知書は発送されない。
本市所在の資産の合計の課税標準額が 1,850,000 円→課税あり。納税通知書は発送される。

※免税点未満で所有資産に変更がなかった場合でも申告書の提出をお願いします。

IV その他の事項

1. 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合について

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第 386 条により、10 万円以下の過料を科されることがあるほか、前条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

※ 未申告の場合は、10 万円以下の過料を科されることがあります。(地方税法第 386 条)

※ 虚偽の申告をした場合は、罰金等を科されることがあります。(地方税法第 385 条)

2. 実地調査のお願いについて

申告書受理後、適切な課税のため、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定により、実地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。尚、検査拒否にあたる場合には、地方税法第 354 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

この調査において申告漏れ等が判明した場合は追加申告及び修正申告をお願いすることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

3. 国税資料の閲覧について

地方税法第 354 条の 2 の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧をお願いする場合があります。閲覧した資料と、尾花沢市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますので、ご協力をお願いします。尚、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますので、あらかじめご了承ください。

4. 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正による賦課決定は、現年度だけでなく過年度にも遡及（地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により 5 年度分）します。尚、過年度分において賦課することとなった場合は、通常の納期（5 ページの 2.納税通知書についてを参照）とは異なり、納期は 1 回となります。

5. 転出・廃業について

転出・廃業等により、申告すべき資産が市内になくなった場合は、市民税務課資産税係までお知らせください。

6. 固定資産税（償却資産）と国税の主な違い

項 目	固定資産税の取扱い	国税（所得税・法人税） の取扱い
償却計算の期間	賦 課 期 日 (暦年)	事 業 年 度
減価償却の方法	定 率 法	定率法と定額法の選択制度 ※平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した資産は 旧定額法・旧定率法を適用
前年中の 新規取得資産	半 年 償 却 (2 分 の 1)	月 割 償 却
圧縮記帳の制度	な し 注 1	あ り
特別償却・割増償却 の制度	な し	あ り
中小企業の少額減価償 却資産の特例	な し 注 2	あ り
評価額の最低限度額 (国税は償却可能限度額)	取得価格の 5 / 100	備忘価格 (1 円)
改 良 費 (資 本 的 支 出)	区 分 評 価 注 3	原則区分評価（一部合算も可）

注 1 国・県・市から補助金を受けて取得した資産で、取得価格の圧縮をしたものについては、圧縮前の取得価格で申告しなければなりません。

(例) 資産の価格 800 万円………償却資産の申告価格 = 〇

補 助 金 300 万円

圧 縮 価 格 500 万円………償却資産の申告価格 = ×

注 2 租税特別措置法の規定により、中小企業者に該当する法人及び個人事業者が平成 18 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に取得した取得価額 30 万円未満の減価償却資産については、取得価額の金額を損金算入できることとなっています（即時償却）。

しかし、この規定は固定資産税（償却資産）には適用されません。したがって、これらの資産は申告の対象となりますので、ご注意ください。

注 3 改良を加えた資産本体の価格と改良費を別々に評価します。（耐用年数は同じ）

7. 課税標準の特例・軽減措置

課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条等に規定する一定の償却資産は、課税標準額の特例が認められ固定資産税が軽減される場合があります。該当資産がある場合は、**特例に該当する資産であることを証する資料を添付のうえ、償却資産申告書を提出してください。**

(例) 先端設備等導入計画に基づいて取得した設備（地方税法附則第 15 条）

8. 減価残存率表

償却資産の耐用年数に応じた減価残存率を以下から選択し、P.5 記載の《評価額の計算方法》における ①、②の式に当てはめることで、評価額を算出することができます。

(例) 取得価額 250,000 円、取得時期令和 8 年 4 月、耐用年数 4 年のパソコンの場合

	(取得価額)	×	(減価残存率)	=	(評価額)
令和 9 年度 :	250,000 円	×	0.781	=	195,250 円
令和 10 年度 :	195,250 円	×	0.562	=	109,730 円
令和 11 年度 :	109,730 円	×	0.562	=	61,668 円
令和 12 年度 :	61,668 円	×	0.562	=	34,657 円
令和 13 年度 :	34,657 円	×	0.562	=	19,477 円
令和 14 年度 :	19,477 円	×	0.562	=	10,946 円 < 12,500 円

※令和 14 年度で算出額が取得価額の 5% (12,500 円) より小さくなりますので、以降 12,500 円が評価額となります。

【 r : 耐用年数に応ずる減価率 】

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)		前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)		前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)
—	—	—	16年	0.933	0.866	31年	0.964	0.928
2年	0.658	0.316	17年	0.936	0.873	32年	0.965	0.931
3年	0.732	0.464	18年	0.940	0.880	33年	0.966	0.933
4年	0.781	0.562	19年	0.943	0.886	34年	0.967	0.934
5年	0.815	0.631	20年	0.945	0.891	35年	0.968	0.936
6年	0.840	0.681	21年	0.948	0.896	36年	0.969	0.938
7年	0.860	0.720	22年	0.950	0.901	37年	0.970	0.940
8年	0.875	0.750	23年	0.952	0.905	38年	0.970	0.941
9年	0.887	0.774	24年	0.954	0.908	39年	0.971	0.943
10年	0.897	0.794	25年	0.956	0.912	40年	0.972	0.944
11年	0.905	0.811	26年	0.957	0.915	41年	0.972	0.945
12年	0.912	0.825	27年	0.959	0.918	42年	0.973	0.947
13年	0.919	0.838	28年	0.960	0.921	43年	0.974	0.948
14年	0.924	0.848	29年	0.962	0.924	44年	0.974	0.949
15年	0.929	0.858	30年	0.963	0.926	45年	0.975	0.950

V 電子申告について

電子申告とは

自宅やオフィスのパソコンからインターネット経由で申告手続きを行うものです。

従来の紙媒体で複数の自治体に申告手続きを行う場合は、作成した申告書を各々の自治体の窓口へ提出（郵送）する必要がありましたが、電子申告では、送信先がいつでも同じ窓口（eLTAXポータルセンター）になるため、申告手続きの簡素化を図ることができます。

ご利用の流れ

■ Step1

eLTAX のホームページ【<https://www.eltax.lta.go.jp>】にアクセスし、利用届出(新規)を行います。利用届出(新規)が完了すると、ホームページ上で利用者IDが発行されます。



■ Step2

利用者IDによりPCdesk(WEB 版)にログインし、自宅やオフィスのパソコンにPCdesk(DL 版)をインストールしてください。



■ Step3

インストールしたPCdesk(DL版)から、申告書を作成・送信してください。
複数の提出先へ電子申告する場合は、利用届出(変更)から提出先を追加してください。

◎詳しい操作方法や申告書の作成方法等につきましては、eLTAX のホームページをご覧ください。ただ、下記のヘルプデスクまで直接お問い合わせをお願いいたします。

◎電子申告をしている方で、来年度以降の申告書明細書・手引き等の送付が不要な方は、電子申告の備考欄にご記入下さい。



の利用開始・操作方法是ヘルプデスクまでお問合せ



●ヘルプデスク：0570-081459(ハイシンコク)

●ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp>

※ eLTAX は、地方団体が共同して運営する組織として、地方税共同機構が運営を行っております。

※ eLTAX は、個人・法人住民税や法人事業税、償却資産分の固定資産税等の地方税の電子申告・納付等を行うためのシステムであり、所得税や法人税、消費税等の国税の電子申告・納付等を行うためのシステムである「e-TAX（イータックス）」とは異なるものですので、ご注意ください。

雪ごろうチェック！

申告書の提出前に次の確認をお願いします。

- ☐ 所有者欄の「住所・氏名」にお間違いありませんか。
- ☐ 電話番号を記入されていますか。
- ☐ 資産の「増加」や「削除」等、資産の異動に関して記載されましたか。
- ☐ 種類別明細書に記入もれはありませんか。
- ☐ 備考欄に記載すべき内容の記入もれはありませんか。

期限までの申告に
ご協力お願いいたします！

